

## 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）に係る実施方針

令和 6 年 1 月 3 0 日  
地域スポーツクラブ活動体制整備事業  
（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）  
に係る実施方針策定検討委員会

### はじめに

（学校部活動の地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に向けた動き）

令和 4 年 6 月及び 8 月に、スポーツ庁及び文化庁に設置された部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示され、令和 4 年 12 月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定された。

ガイドラインでは、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）及び地域文化クラブ活動への移行に向けた環境整備など、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備の進め方が示されるとともに、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を改革推進期間と位置付け、休日の学校部活動の段階的な地域連携や地域クラブ活動への移行を進め、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこと等が示された。

こうした状況を踏まえ、少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、運動部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を図ることを目的として、令和 5 年度に、「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（部活動の地域移行等に向けた実証事業）」<sup>1</sup>（以下「実証事業」という。）が創設された。

初年度となる令和 5 年度においては、47 都道府県の 339 市区町村で部活動の地域移行に向けた実証事業が実施されており、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、関係団体との連携、市区町村を超えた取組、生徒のニーズに応じた活動、費用負担の在り方、学校施設の活用などに関する多様なモデルが創出されつつある。

一方で、各地域の実情等に応じた地域クラブ活動を整備し、全国的な取組を推進する観点から、引き続き、人口規模・密度、中山間地域・離島などの地理的条件、中学校数、中学校の規模、生徒数、運営団体・実施主体等に応じた多様な地域クラブ活動のモデルを構築していく必要がある。また、将来的な枠組みや支援方策の検討等を視野に入れて、地域クラブ活動の維持・運営に必要なコストや受益者負担等と公的資金の適切なバランスの検証、経済的困窮世帯への

<sup>1</sup> 令和 5 年度補正予算より、「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）」に名称変更。

参加費用負担支援の金額・スキームの検証などに取り組んでいくことが求められる。さらに、実証事業を活用した取組を含め地方自治体による地域クラブ活動への移行に向けた取組を広げていく必要がある。

(地域スポーツクラブ活動体制整備事業(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)の実施方針の策定に向けて)

こうした状況等を踏まえつつ、今後の地域スポーツクラブ活動体制整備事業(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)の実施に係る方針(以下「実施方針」という。)を策定するため、令和5年10月に「地域スポーツクラブ活動体制整備事業(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)に係る実施方針策定検討委員会」(以下「検討委員会」という。)が設置された。この検討委員会では、実証事業を効果的かつ円滑に実施することを目的として、実施方針を策定するために、①実証事業において取り組むべき観点、②各都道府県・指定都市への事業費の配分方法、③実証事業における重点地域(以下「重点地域」という。)の選定基準及び④重点地域において取り組むべき政策課題などについて検討を重ねてきたところである。

こうした経緯を経て、今般、委員間において一定の共通認識が得られたことから、検討委員会として、実施方針をとりまとめるものである。

(図1:令和5年度補正予算及び6年度当初予算案 地域スポーツクラブ活動体制整備事業等)



## 1. 実証事業の趣旨

国においては、地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備に向け、各都道府県・市区町村の地域スポーツの推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進することとしている。

また、実証事業では、①他の地域においても参考となるような地域クラブ活動のモデルを構築・検証するとともに、②各地域の実情に応じた地域クラブ活動の全国的な取組を推進するという2つの役割を果たしていくことが求められる。

特に、実証事業2年目以降となる地域クラブ活動では、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築して検証すること、また、重点地域における政策課題への対応では、他の地域でも参考となるような課題の解決方策を見いだすことが期待される。

## 2. 実証事業の全体像

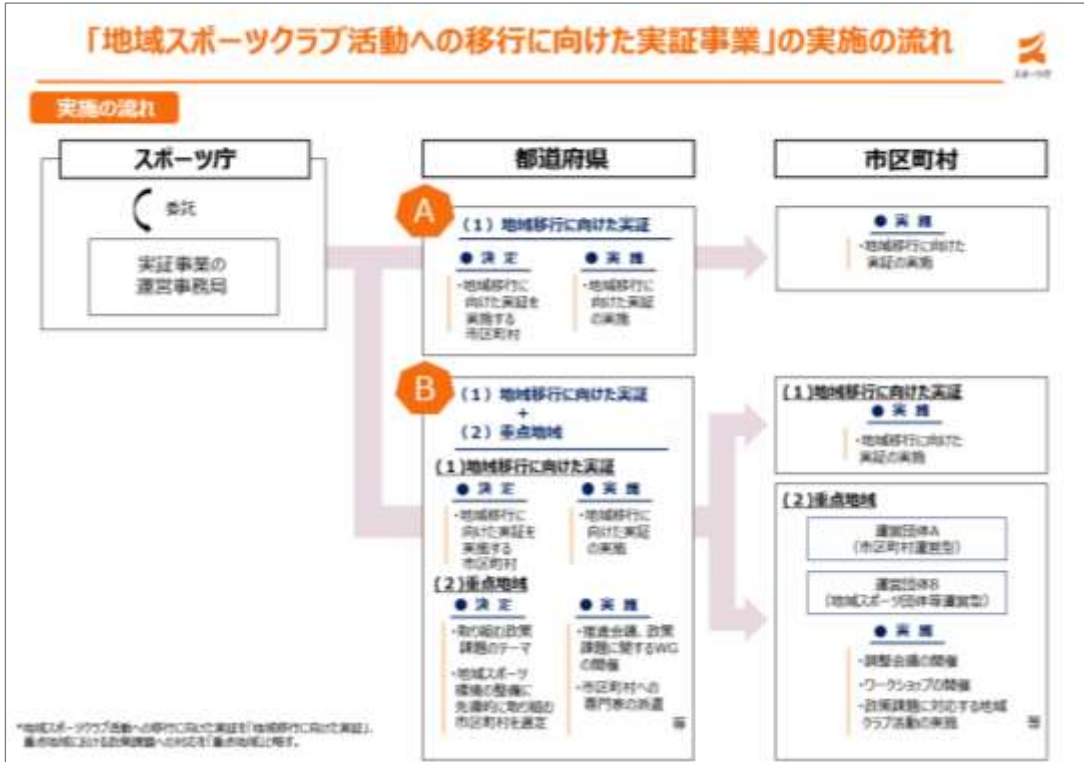
この実証事業は、「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」と「重点地域における政策課題への対応」の2つのメニューから構成される。

「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」については、全ての都道府県・市区町村を対象として、各都道府県・市区町村の地域スポーツの推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の質の保障・量の確保、関係団体・分野との連携強化、面的・広域的な取組、内容の充実、参加費用負担支援、学校施設の活用等に関する実証（具体的な実施内容や取組例は、令和5年度の内容も踏まえ委託要項等において別途示す。）を行う。

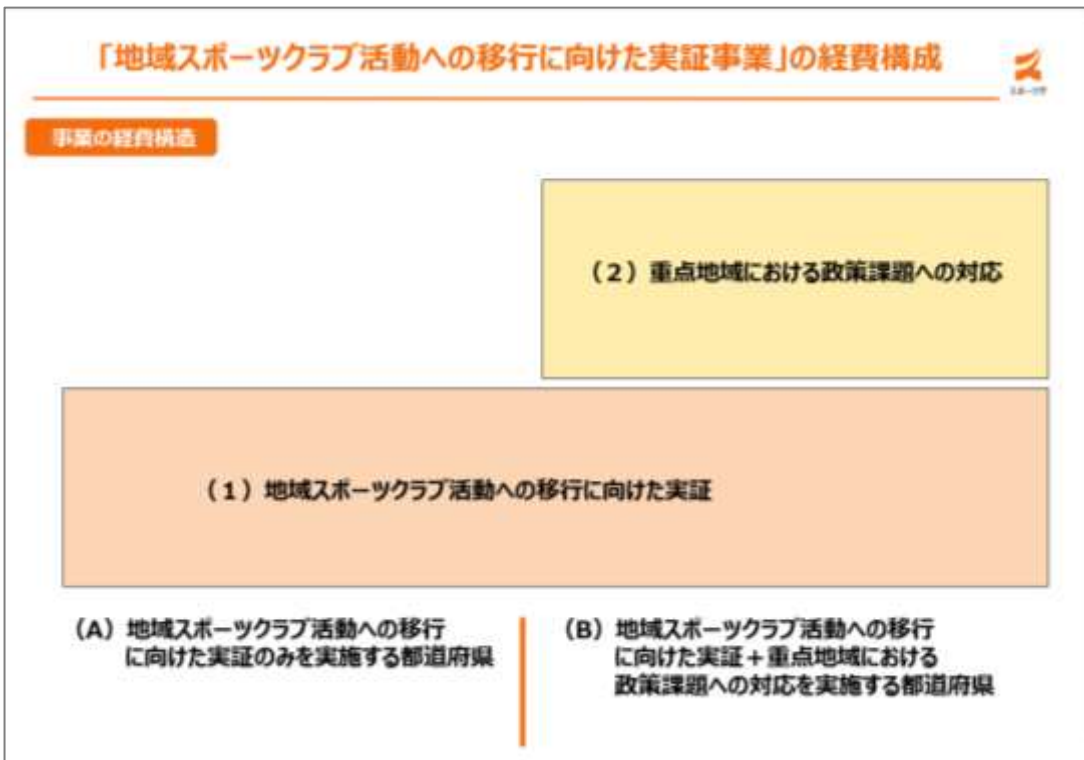
また、「重点地域における政策課題への対応」については、地域スポーツ環境の整備に先導的に取り組む都道府県を公募し、選定した上で、重点地域として指定し、当該都道府県が域内の市区町村と協力して、政策課題への対応を推進する。

実証事業の実施の流れや経費構造については、図2・3に示すとおりである。

(図2：実施の流れ)



(図3：事業の経費構造)



### 3. 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証

#### (1) 「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」において取り組むべき観点

「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」では、各都道府県・市区町村の地域スポーツの推進体制の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の質の保障・量の確保、関係団体・分野との連携強化、面的・広域的な取組、内容の充実、参加費用負担支援、学校施設の活用等の部活動の地域クラブ活動への移行に向けた多様な取組を実施していく必要がある。

事業の実施に当たっては、各都道府県・市区町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ担当部署、社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う部署、地域のスポーツ団体、学校、保護者等が緊密に連携して取り組むことが期待される。その際、健康増進や社会福祉・医療、まちづくり、地域公共交通の担当部署等の他、地域スポーツコミッションや地域おこし協力隊等との連携も考えられる。

こうした関係者で構成する協議会等においては、生徒のニーズを把握しつつ、新たなスポーツ環境の整備方法等を検討し、実行することが求められるが、協議会の運営に当たり、関係者による議論を深めて合意形成を図るとともに、新たなスポーツ環境の整備に向けて、関係者の役割分担を明確にして取り組むことが望まれる。なお、代表者で構成される協議会だけでは、取組を円滑に推進することが困難な場合には、協議会の下に実務担当者で構成する実行委員会やワーキンググループ等を設けて取り組むことも考えられる。

また、ガイドラインにおいて示されているとおり、都道府県は、当該都道府県内のスポーツ環境に関する情報を集約し、域内の市区町村に対し提供するなど、広域的な調整や学校の設置者に対する助言・支援を行うことや実証事業等の成果の普及を図るとともに、市区町村における取組の進捗状況を把握し、市区町村等に対して必要な指導助言、支援を行うことが期待される。

さらに、こうした体制において、実証事業の趣旨等を踏まえて、以下の観点に十分留意して、事業計画を作成し、実施することが求められる。

#### 【観点①】

地域の実情等に応じた多様な地域クラブ活動のモデル（収支構造を含む。）の構築等

- 各地域の実情等に応じた地域クラブ活動を整備する観点から、域内において、人口規模・密度、中山間地域・離島などの地理的条件、中学校数、中学校の規模、生徒数、運営団体・実施主体等に応じた多様な地域クラブ活動（収支構造を含む。）のモデルの構築を図る。

- 競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、例えば、体験教室やレクリエーション的な活動、複数の種目を経験できる活動、障害の有無にかかわらず誰もが一緒に参加できる活動など、生徒の志向（希望する内容も含む。以下同じ。）や体力等の状況に適したスポーツに親しむ機会を提供する地域クラブ活動のモデルの構築を目指す。また、生徒のニーズや意見等が反映される仕組み（例えば、生徒によるワークショップの実施や児童・生徒へのアンケート調査等）や生徒が地域クラブ活動の運営に参画して活動を支える事例の収集等を行う。
- モデルの構築に当たっては、モデルの構築に至るプロセスを分析する観点から、現場で課題解決に中心的に取り組んだキーパーソン（例えば、総括コーディネーターや教育委員会の指導主事、中学校教職員、地域スポーツ担当部署職員、体育・スポーツ協会職員、各競技団体職員、総合型地域スポーツクラブ職員、スポーツ推進委員等）の役割や取組内容、能力・経験等を明らかにし、事例として収集する。

#### 【観点②】

地域クラブ活動の維持・運営に必要なコスト、受益者負担等と公的資金の適切なバランスの検証、エビデンスとしての整理

- 持続的に活動することを前提とした仕組みづくり（例えば、国費だけではなく、受益者負担や行政・関係団体の自主財源、寄附等を活用した基金の創設、企業版ふるさと納税の活用、学校施設の管理運営の指定管理者制度や業務委託の導入等）を推進する。特に、都道府県は、域内の各市区町村における検討や取組等の状況を把握するとともに、必要な指導助言を行う。
- 将来的な枠組みや支援方策の検討等を視野に入れて、地域クラブ活動の運営や指導者配置等に必要なコストを検証するとともに、こうしたコストをどのように賄っていくかについて受益者負担等と公的資金との適切なバランスも含めて収支構造を検証し、エビデンスとして整理する。また、検証に当たっては、学校部活動においても部費等として一定の受益者負担が生じていたことにも留意する。

(図4：収支構造のイメージ例)



【観点③】

観点②を前提とした経済的困窮世帯への参加費用負担支援の金額の検証、個人情報保護や手続き、事務負担等の観点からの参加費用負担支援のスキームの検証、好事例の収集

- 将来的な枠組みや支援方策の検討等を視野に入れて、地域クラブ活動のモデルに応じた経済的困窮世帯への参加費用負担支援の金額を検証し、エビデンスとして整理する。
  - これまで試行されている事例、想定される取組例等
    - ・ 参加費の月額 3,000 円のうち、経済的困窮世帯には月額 2,000 円を実質的に減免。
  
- 個人情報の保護、保護者による手続きの負担、地方自治体や運営団体の事務負担等の観点から、域内における地域クラブ活動の運営団体の類型等に応じた経済的困窮世帯への参加費用負担支援のための手続等のスキームを検証するとともに、好事例を収集する。
  - これまで試行されている事例、想定される取組例等
    - ・ 保護者等が、地域クラブ活動の運営団体に就学援助決定通知書の写しを持参して申請することにより、参加費等を減免する。
    - ・ 地域クラブ活動の運営団体への参加申込の際に、保護者等から個人情報に関する同意、手続きの委任等を受け、運営団体が地方自治体に確認した上で、対象者の参加費等を減免する。

#### 【観点④】

指導者の質の保障、適切な指導の実施、指導者の量の確保に関する方策の検証、好事例の収集

- 生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上を図る観点から、地域クラブ活動に携わる指導者に対して、地域の実情や地域クラブ活動の方針、参加者の志向等に応じた研修機会を提供するとともに、指導者が学び続けられる仕組みづくりや指導者資格の取得を目指す環境整備も進め、指導者の質の保障、適切な指導の実施の担保方策を検証するとともに、好事例を収集する。
  - これまで試行されている事例、想定される取組例等
    - ・ 都道府県が体育・スポーツ協会と連携して、指導者育成研修会を開催するなど、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格等の取得を促進。
    - ・ 都道府県が大学と連携して、指導者研修プログラムを整備。
    - ・ 市区町村が、地域クラブ活動に携わる指導者全員を対象にした研修会を開催。
    - ・ 地域クラブ活動の運営団体が、指導者資格を取得できる研修会を開催。
    - ・ 指導経験の少ない指導者が、指導の現場で指導経験の豊富な指導者とともに、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを実施。
    - ・ 地域クラブ活動の方針や志向等に応じた参加者の安全確保や見守りに重点を置いた研修の実施。
  
- 指導者の量の確保の観点から、指導者の発掘・把握、人材バンクの整備に取り組むとともに、地域クラブ活動と指導者とのマッチングを推進する取組も進め、指導者の量の確保方策を検証するとともに、好事例を収集する。
  - これまで試行されている事例、想定される取組例等
    - ・ 都道府県、市区町村、地域クラブ活動の運営団体等が、スポーツ団体等に指導者の紹介や推薦、人材バンクへの登録等の協力を依頼。
    - ・ 都道府県が、企業への協力依頼を行い、企業の従業員の人材バンクへの登録や従業員が指導者として活躍しやすい就業環境の整備を促進。
    - ・ 地域クラブ活動の運営団体等が、活動の方針や参加者の志向等に合った指導者を見つけることができるよう、一定の期間を試行期間として区切って指導者に指導を依頼し、実際の指導の状況を踏まえて、継続的な指導を依頼するマッチングの仕組みづくり。



#### 【観点⑤】

##### 地域クラブ活動を支える人材育成や仕組みの整備

- 地域クラブ活動の持続的運営の観点から、総括コーディネーターやコーディネーターに求められる役割や資質等の分析を行い、長期的な視野から、人材の発掘・育成、資質向上方策に関する検討を行う。
- 地域クラブ活動の運営に必要な業務を効率的かつ低コストで対応できるよう、ICTの活用やスポーツ団体のノウハウの活用等を進める。
  - これまで試行されている事例、想定される取組例等
    - ・ 参加者管理、会費徴収、参加者・指導者への連絡、会場の確保・調整、会計業務等へのICTの活用。
    - ・ 体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ団体が使用している様式やデータのフォーマット、運営マニュアル等の共有。

#### 【観点⑥】

##### 地域クラブ活動の要件等の明確化を図る方策の検証、好事例の収集・普及

- ガイドラインに沿った生徒のスポーツ活動の場として地域クラブ活動を推進するとともに、地域クラブ活動を提供する新たな運営団体・実施主体の参画を促進する観点から、特に、公的支援（例えば、財政的支援、公共施設の優先利用、使用料減免等）の対象となる地域クラブ活動の要件や基準等を明確化する取組を検証するとともに、好事例を収集する。
  - これまで試行されている事例、想定される取組例等
    - ・ 都道府県が示した地域クラブ活動の要件を踏まえ、市区町村が地域の実情を踏まえながら、地域クラブ活動の要件を調整して設定し、登録・指定等を実施。
    - ・ 市区町村が、独自に認定制度を設けて、地域クラブ活動を認定。

### 【観点⑦】

#### 全国的な取組の推進

- 全国的な取組を推進する観点から、実証事業を初めて実施する市区町村の取組を進めるとともに、域内の市区町村の担当職員等が、課題の共有や学び合いができる仕組みづくりを推進し、学校部活動の地域クラブ活動への移行に取り組む市区町村数の拡大を図る。
  - これまで試行されている事例、想定される取組例等
    - ・ 都道府県が開催する市区町村の担当者会議において、スポーツ庁職員や地域スポーツクラブ活動アドバイザーが説明や情報提供等を行うとともに、同じ規模の市区町村の担当者が参加するグループワークやワークショップを実施。
  
- 全国的な取組を推進する観点から、単一自治体での対応が困難な場合の市区町村を超えた取組を推進する。
  - これまで試行されている事例、想定される取組例等
    - ・ 都道府県が、複数の市区町村による広域連携のための調整の場を設定。
    - ・ 複数の市区町村が共同で地域クラブ活動の運営団体等を整備。

### 【観点⑧】

#### 改革推進期間終了後を見据えた取組の推進

- 改革推進期間後を見据えた取組を推進する観点から、休日だけではなく平日も含めた地域クラブ活動への移行に向けた取組等を実施し、課題の抽出や課題解決策の検討等を行う。
  - これまで試行されている事例、想定される取組例等
    - ・ 休日に加えて、平日の全ての学校運動部活動を地域クラブ活動に移行。
    - ・ 休日に加えて、平日の一部の学校運動部活動を地域クラブ活動に移行（例えば、平日の週3日は学校部活動、平日の週1日と休日の週1日は地域クラブ活動）。
    - ・ 休日に加えて、平日の活動日数や活動時間を見直した上で、学校運動部活動を地域クラブ活動に移行（平日の活動日数を週4日から週2日に変更するとともに、指導者を確保するため、安全確保等に十分配慮しつつ、活動時間を放課後から夜間に変更）。

## (2) 各都道府県・指定都市への事業費の配分方法等

「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」を実施する際のスポーツ庁から各都道府県・指定都市への事業費の配分方法等について、以下に示す。

### ① 事業費の配分の流れ

○ 検討委員会において、各都道府県・指定都市への事業費配分額の算出方法、「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」において取り組むべき観点等を整理して、実施方針として取りまとめる。

○ スポーツ庁において、政府予算案等における予算額を踏まえ、各都道府県・指定都市への事業費配分の算出方法に基づき、各都道府県・指定都市への事業費の配分額を示した上で、スポーツ庁から各都道府県・指定都市に対して、「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」への参加希望調査を実施し、以下の事項を依頼する。

#### ◆各都道府県：

事業費の配分額を踏まえて、『(1)「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」において取り組むべき観点』に沿って、各都道府県において「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」を実施する市区町村、中学校、地域クラブ活動、実施する事業内容、事業費配分額等を調整し、調査票（事業計画）を提出。

#### ◆各指定都市：

事業費の配分額を踏まえて、『(1)「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」において取り組むべき観点』に沿って、各指定都市において「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」を実施する中学校、地域クラブ活動、実施する事業内容、事業費配分額等を調整し、調査票（事業計画）を提出。

○ スポーツ庁が民間団体と委託契約を締結した上で、その後、実施方針及び各都道府県・指定都市から提出された事業計画等に基づき、民間団体と各都道府県・指定都市との間で再委託契約を締結。

### ② スポーツ庁から各都道府県・指定都市への事業費配分額の算出方法

「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」の事業費について、スポーツ庁から各都道府県・指定都市への配分額の算出方法は、以下のとおりとする。

#### ア 基準係数等

##### ◆基礎係数

<都道府県>

○都道府県事業費

- ・総括コーディネーターの配置
- ・協議会等の設置・運営
- ・市区町村への支援、域内の指導者の質の保障・量の確保に関する取組の実施
- ・平日・休日の一貫指導（市区町村に再委託分）
- ・域内における実証事業の成果の検証・普及 等

○市区町村事業費

○地域クラブ活動実施費

<指定都市>

○指定都市事業費

- ・総括コーディネーターや中学校区レベルへのコーディネーターの配置
- ・協議会等の設置・運営
- ・域内における実証事業の成果の検証・普及 等

○地域クラブ活動実施費

◆傾斜配分係数

<基準点>

(ア) 都道府県における休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を段階的に進めるための推進計画等の策定状況※

策定済み	4点
策定中	3点
策定していない・未定	1点

(イ) 都道府県における休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について検討するための協議会等の設置状況※

設置済み	3点
設置予定	2点
設置していない・未定	1点

(ウ) 指定都市・市区町村における休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を段階的に進めるための推進計画等の策定状況※

策定済み	4点
策定中	3点
策定していない・未定	1点

(エ) 指定都市・市区町村における休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について検討するための協議会等の設置状況※

設置済み	3点
設置予定	2点
設置していない・未定	1点

※ スポーツ庁が実施する状況調査の結果（直近としては、令和5年6月9日付け「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関する実施状況調査」の結果）

<傾斜係数>

A (ア)及び(イ)の合計点

7点	1.1
6点	1.05
6点未満	1.0

B (ア)、(イ)、都道府県内（指定都市を除く）における(ウ)の平均点及び都道府県内（指定都市を除く）における(エ)の平均点の合計点

12点以上	1.1
11点以上	1.05
11点未満	1.0

C (ア)、(イ)、指定都市における(ウ)及び(エ)の合計点

12点以上	1.1
11点以上	1.05
11点未満	1.0

◆執行状況係数

直近の実証事業の執行率を踏まえた係数は以下の通りとする。なお、社会的な特殊事情等により実証事業の実施が困難となったことで執行率が下がった場合には、その都道府県・指定都市の事業費を算出する際において、この係数は使用しない。

直近の同事業の執行率	執行状況係数
90%以上	1.0
80%以上	0.95

70%以上	0.90
70%未満	0.85

◆激減緩和係数

イにおいて示される配分算出式に基づいて算出された委託費の額が、前年度の契約額を下回る場合は、前年度の契約額とする。

◆上限額の設定

スポーツ庁は、当該年度の予算額等を踏まえ、1都道府県・指定都市当たりの予算事業費の配分上限額を設定し、その範囲内で事業費を配分すること。

イ 配分算出式

◆都道府県

1都道府県当たりの事業費の上限については、アにおける基準係数等を用いて、以下とする。

<算出式>

$$I : [ a + ( \{ ( b + c + d ) \times \text{傾斜係数 B} \} \times \text{執行状況係数} ) ] \times \text{傾斜係数 A} \\ = \alpha$$

※ a : 都道府県事業費

b : 市区町村事業費 × 事業に取り組む予定の市区町村数

c : 地域クラブ活動実施費（1年目）  
× 事業に取り組む予定の地域クラブ活動数（1年目）

d : 地域クラブ活動実施費（2年目）  
× 事業に取り組む予定の地域クラブ活動数（2年目）

$$II : \alpha < e = e$$

※ e : 前年度の契約額（激減緩和係数）

$$III : \alpha \text{ 又は } e > f = f$$

※ f : 当該年度における1都道府県当たりの配分上限額

◆指定都市

1指定都市当たりの事業費の上限については、アにおける基準係数等を用いて、以下とする。

<算出式>

$$I : [x + \{ (y + z) \times \text{傾斜配分 C} \} \times \text{執行状況係数}] \times \text{傾斜係数 A} \\ = \beta$$

※ x : 指定都市事業費

y : 地域クラブ活動実施費（1年目）

× 事業に取り組む予定の地域クラブ活動数（1年目）

z : 地域クラブ活動実施費（2年目）

× 事業に取り組む予定の地域クラブ活動数（2年目）

$$II : \beta < v = v$$

※ v : 前年度の契約額（激減緩和係数）

$$III : \beta \text{ 又は } v > w = w$$

※ w : 当該年度における1指定都市当たりの配分上限額

ウ 全体額の調整

イの配分算出式において導き出された各都道府県・指定都市の配分額の合計が、予算額を超える場合は、各都道府県・指定都市の配分額に直近の「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」における執行率を踏まえた一律のパーセンテージを乗じて算出し、予算額内に収めることとする。

### ③ 各都道府県から市区町村への事業費の配分方法

各都道府県が、「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」において実施する事業内容、事業費の配分額等を域内の市区町村等と調整するに当たり、各都道府県の実情に加えて、実証事業の趣旨、『(1)「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」において取り組むべき観点』を踏まえつつ、予算を効果的・効率的に使用する観点から事業費を配分すること。特に、以下の取組には優先的に事業費を配分すること。

#### ○ 地域クラブ活動のモデルの構築や検証に資する取組

- ・ 地域の実情等に応じた多様な地域クラブ活動のモデル（収支構造を含む。）の構築に資する取組
- ・ 地域クラブ活動の維持・運営に必要なコスト、受益者負担等と公的資金の適切なバランスの検証に資する取組
- ・ 経済的困窮世帯への参加費用負担支援の金額やスキームの検証に資する取組

○ 全国的な取組の推進に資する取組

- ・ 「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」を初めて実施する市区町村の取組
- ・ 単一の自治体での対応が困難な場合の複数の市区町村が連携した取組

なお、各都道府県から市区町村への事業費の配分に当たっては、以下の取組等を想定した一定額を都道府県事業費として留保した上で配分すること。

- ・ 総括コーディネーターの配置
- ・ 協議会等の設置・運営
- ・ 市区町村への支援、域内の指導者の質の保障・量の確保に関する取組の実施
- ・ 平日・休日の一貫指導（市区町村に再委託分）
- ・ 域内における「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」の成果の検証・普及等

④ 各指定都市における事業費の配分方法

各指定都市が、「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」において実施する事業内容、事業費の配分額等を調整するに当たり、各指定都市の実情に加えて、実証事業の趣旨、『(1) 「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」において取り組むべき観点』を踏まえつつ、予算を効果的・効率的に使用する観点から事業費を配分すること。特に、以下の取組には優先的に事業費を配分すること。

○ 地域クラブ活動のモデルの構築や検証に資する取組

- ・ 地域の実情等に応じた多様な地域クラブ活動のモデル（収支構造を含む。）の構築に資する取組
- ・ 地域クラブ活動の維持・運営に必要なコスト、受益者負担等と公的資金の適切なバランスの検証に資する取組
- ・ 経済的困窮世帯への参加費用負担支援の金額やスキームの検証に資する取組

⑤ 各都道府県・指定都市における事業費の配分に当たっての留意事項

上記③、④に基づき、事業費の配分を行う際には、以下の点について留意すること。

○ 「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」における地域クラブ活動の実施

- ・ 市区町村における総括コーディネーターやコーディネーターの配置による準備・調整段階に留まる取組など、地域クラブ活動としての実施予定が全くない事業内容については、実証事業の趣旨等を踏まえ、市区町村への事業費の配分は認めない。



○ 「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」の対象となる2年目の地域クラブ活動

- ・ 「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」の1年目の地域クラブ活動についても、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源、寄附などとの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築することを求めている。こうした状況に加え、地域クラブ活動の維持・運営に必要な費用や財源などの収支構造を検証する観点から、「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」の2年目の地域クラブ活動については、原則として、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源、寄附などとの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした取組とし、収支構造の検証に資するものにする。
- ・ 上記の例外を認める場合には、1年目に、持続的に活動することを前提とした仕組みの構築に向けて検討した状況が分かる資料（例えば、協議会での検討状況、保護者へのアンケート、当該市区町村の学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する推進計画等）の提出やヒアリングにおける説明等を求めるとともに、必要に応じて、受益者負担や行政・関係団体の自主財源、寄附などの割合を増やす事業計画変更を行った上で事業の実施を求めるなど、取組内容等が実証事業の事業趣旨に合致するかを慎重に判断すること。

⑥ 地域クラブ活動への移行を見据えた学校部活動の地域連携の取組について

ガイドラインにおいて、直ちに地域クラブ活動の体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが示されている。

こうした記載の趣旨に鑑み、地域クラブ活動への移行が段階的に進むと考えられる以下の学校部活動の地域連携の取組に係るコーディネーター配置経費等については、「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」の対象とする。なお、「部活動指導員の配置支援事業」の対象となる経費については、「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」の対象外経費とする。

- ・ 当該市区町村の学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する推進計画等において、学校部活動の地域連携から地域クラブ活動への移行計画が具体的（移行までの年限や各年度の取組内容等）に示されており、取組内容等が実証事業の事業趣旨に合致する場合。

<対象となる取組例>

- ・ 中学校3年生の部活動の引退時期を踏まえて、9月から地域クラブ活動に移行する取組。

- ・ 将来的な地域クラブ活動への移行を視野に入れて、週末の合同部活動のうち一部を地域クラブ活動として実施し、段階的に実施回数を増やしていく取組（例えば、令和6年度は月1回、令和7年度は月2回、令和8年度は月3回）。
- ・ 運営団体・実施主体の整備、会費徴収や指導者謝金支払等の仕組みづくりのため、学校部活動にない競技種目を地域クラブ活動として先行して実施する取組。

#### 4. 重点地域における政策課題への対応

##### (1) 「重点地域における政策課題への対応」において取り組むべき政策課題

「重点地域における政策課題への対応」において、重点地域への指定を希望する都道府県は、以下に掲げられた政策課題から、少なくとも3つを選択して、実施する事業内容等を調整し、調査票（事業計画）を作成すること。

##### 【課題①】

多様なスポーツ体験の機会の提供

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
  - ・ 特定の種目や分野に継続的に専念するのではなく、多様なスポーツを体験する機会を提供する地域クラブ活動。
  - ・ 競技・大会志向と楽しみ志向などに応じたプログラムなど、生徒の志向や体力等に応じた地域クラブ活動。
  - ・ シーズン制や複数の種目を掛け持ちできる地域クラブ活動。
  - ・ 生徒の多様な選択肢を確保する観点から、複数の市区町村の生徒が参加できる幅広い競技種目やプログラムを提供する地域クラブ活動。

##### 【課題②】

高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
  - ・ 中学生と高校生が一緒に活動。
  - ・ スポーツ少年団と連携し、小学生と中学生が一緒に活動。
  - ・ 総合型地域スポーツクラブと連携し、小学生から社会人まで幅広い世代が一緒に活動。

### 【課題③】

#### スクールバスの活用や地域公共交通との連携

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
  - ・ 地域公共交通の維持・活性化に関する取組との連携。
  - ・ 鉄道の運行ダイヤに合わせて地域クラブ活動を計画し、鉄道を移動手段として活用。
  - ・ 民間路線バスのダイヤ変更の調整や運賃の一部を補助。
  - ・ スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス、コミュニティバス、他の施設の送迎車両等を活用。

### 【課題④】

#### 不登校や障害のある子供たちの地域の学び場としての役割

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
  - ・ 年齢や障害の有無を問わずに一緒に楽しめるプログラムを実施。
  - ・ 幅広い層が参加できるイベント型のプログラムなど不登校の子供たちも参加しやすく工夫した地域クラブ活動。

### 【課題⑤】

#### トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
  - ・ 地域の医療人材やトレーナー等が参画する地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備。
  - ・ 地域クラブ活動における外傷・障害・事故防止のための研修プログラムの整備。

### 【課題⑥】

#### 体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
  - ・ 体育・スポーツ系の大学生をアシスタントの指導者として活用。
  - ・ アスリート人材による指導機会の創出。

#### 【課題⑦】

学校体育・教育施設の拠点化や社会体育・教育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
  - ・ 学校体育施設の管理運営の指定管理者制度や業務管理委託の導入、指定管理者や受託者が地域クラブ活動の運営団体・実施主体となった取組の展開。
  - ・ 社会体育施設の指定管理者が地域クラブ活動の運営団体・実施主体となった取組の展開。

#### 【課題⑧】

企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
  - ・ 企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングの活用。
  - ・ 法人の賛助会員の募集。
  - ・ 寄附等を活用した基金の創設。
  - ・ 成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）やソーシャルインパクトボンド（SIB）の活用。

#### 【課題⑨】

動画コンテンツ等の活用

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
  - ・ 専門的指導者が指導する日と動画コンテンツを活用して反復練習など自主的に活動する日を組み合わせた活動。
  - ・ リモートによる指導と動画コンテンツを組み合わせた指導。

#### 【課題⑩】

多様なニーズに対応した大会の開催

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
  - ・ 地域クラブ活動に参加する生徒の活動の成果発表の機会として、スポーツを楽しむことや他の生徒との交流を深めることを目的とした大会を開催。

- ・ より多くの生徒の参加機会を確保するため、トーナメント方式ではなく、リーグ形式での大会を開催。
- ・ 参加者のレベルを考慮し、所属学校・チームに関係なく参加者を振り分け、即席のチームを編成し、大会を実施。
- ・ 多くの生徒が参加し楽しむことができるように、選手交代の回数制限をなくした大会、男女混合の大会、バレーボールのリターンを5回までに変更した大会など、既存のルールを変更した大会を実施。

## (2) 重点地域の選定基準等

重点地域への指定を希望する各都道府県を選定する際の基準等については、以下のとおりとする。

### ア 重点地域の選定基準

#### <基本項目>

- 各都道府県による直近の取組状況
  - ・ 推進計画・方針等の策定、推進体制の構築
  - ・ 市区町村への支援、指導者の質の保障・量の確保に関する取組
  - ・ スポーツ団体との連携、企業との連携
  - ・ 調査・研究、普及・啓発
- 各都道府県内の市区町村による直近の取組状況
  - ・ 推進計画等策定市区町村の割合
  - ・ 協議会等の設置市区町村の割合
  - ・ 地域クラブ活動への移行予定部活動数の割合

#### <技術項目>

- 政策課題への対応に関する事業計画内容
  - ・ 事業の趣旨に沿った事業計画が示されていること
  - ・ 地域の実情を踏まえた課題が設定されていること
  - ・ 課題の解決に向けて試行する具体性・持続性のある取組が提案されていること
  - ・ 課題の解決に必要なと考えられる行政の関係部署、スポーツ団体、関係団体・機関等の連携体制が確保される見込みがあること
  - ・ 調査・検証、報告書の作成等に必要な専門家の協力体制が示されていること
  - ・ 取組を試行する市区町村や運営団体、地域クラブ活動の多様性が確保されていること

- ・ 成果の普及や広報活動に関する効果的な取組が示されていること
- ・ 事業の効果を高めるための特色ある創意工夫がみられること

#### イ 選定方法

上記アにおいて記載している基本項目の審査点と技術項目の審査点の合計点の上位の都道府県より採択を行う。また、技術項目については、政策課題ごとに審査を行い、各政策課題に対する取組における順位等に基づいた点数を配分し、その合計点を審査点とする。

#### ウ その他

各都道府県において取り組む政策課題に偏りが生じないように、選択した政策課題の変更・追加等を条件とする条件付きの採択とする場合がある。

## 5. その他

その他、実証事業の実施に必要な事項については、委託要項等において定める。

また、実施方針策定後に生じた事由等に基づき、実施方針の内容の変更・修正等が必要となった場合には、検討委員会を設置した支出負担行為担当官において、変更・修正等を行い、スポーツ庁決定として、実施方針の改訂版を作成することとする。なお、その際は、改正履歴を残すものとする。

## おわりに

以上をもって、地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）に係る実施方針を取りまとめることとするが、今後、運動部活動の地域クラブ活動への移行を進めるにあたり、この実証事業で得られた成果や課題等を踏まえて、どのような取組・施策を取るべきか等、更なる検討が進められることを望みたい。

そして、より多くの自治体が、この実証事業に参画し、多様な実証が積み重ねられることで、運動部活動の地域クラブ活動への移行の大きな一歩となることを期待したい。

## 参考：関係リンク集

- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（令和2年9月）  
([https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406073\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406073_00003.htm))
- 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月）  
([https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/001\\_index/toushin/1420653\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/toushin/1420653_00005.htm))
- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）  
([https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/1405720\\_00014.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm))
- 運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集  
([https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/jsa\\_00015.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00015.html))
- 部活動改革ポータルサイト～学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行（地域移行）に向けて～  
([https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/1372413\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm))